

(3) 基本施策ごとの取組状況

**基本施策 I-1 大気や水などの環境保全**



環境基準の達成・維持等のため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行っています。

**①大気環境に係る事業所等の監視・指導**



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施しています。

**1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-①-1 関係)**

(1) 揮発性有機化合物 (VOC) 対策

光化学オキシダントや微小粒子状物質等の原因物質の一つとされている揮発性有機化合物(市条例上の名称は炭化水素系物質)の排出抑制を目的に、出荷施設、貯蔵施設等に設備基準等の規制を設け、監視・指導を行っています。平成18(2006)年4月には大気汚染防止法が改正され、一定規模以上の揮発性有機化合物の排出施設に対しては、排出基準が新たに設定されたため、立入検査等を行っています。

(2) 水銀対策

水銀については、平成27(2015)年6月の大気汚染防止法の改正に伴い、一定規模以上の水銀排出施設に対しては、排出基準が新たに設定されたため、立入検査等を行っています。

(3) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類を排出する特定施設(規制対象施設)について、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例により、排出ガス又は排出水に係る排出基準(規制基準)を定めています。その遵守状況の監視のため、発生源に対する立入検査を行っています。

令和5(2023)年度は、排出ガスについて2施設(2事業場)、排出水について2事業場に立入検査を行い、全ての施設(排出ガス・排出水)で排出基準(規制基準)に適合していました。

**【関連する取組】**

水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-②-1 関係)

## 2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 (I-1-①-2 関係)

### (1) ダイオキシン類対策

#### ア 設置者による測定結果の公表

ダイオキシン類対策特別措置法により、特定施設の設置者は、排出ガス、排水及び焼却灰等について、年1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、その結果を市に報告しなければなりません。報告を受けた市は、その結果を公表することが定められており、環境対策部環境対策推進課窓口や各区役所市政資料コーナーに閲覧簿を備えているほか、ホームページにも掲載しています。

令和5(2023)年度は、24事業場から報告がありました。

#### イ 焼却炉の解体に係る指導

廃棄物焼却炉を有する施設等の解体工事に伴い飛散するおそれがあるダイオキシン類等による周辺環境への汚染の未然防止を図るため、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定めています。

同要綱では、廃棄物焼却施設の解体工事を行う際には事前に解体工事計画書を提出することが定められており、令和5(2023)年度は2基について解体工事計画書の提出がありました。

#### 【関連する取組】

水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 (I-1-②-2 関係)

## 3 石綿(アスベスト)の飛散防止対策に係る届出等の審査・指導 (I-1-①-3 関係)

大気汚染防止法及び市条例に基づき、建築物や工作物の解体等工事時における石綿飛散防止を目的とした取組を実施しています。具体的には、届出書の内容確認や解体等工事現場への立入検査を通して、石綿含有建築材料の有無等に関する事前調査の徹底、解体等工事時に石綿を飛散させないための作業基準の遵守等について指導を行っています。令和5(2023)年度は、大気汚染防止法に基づき、事前調査結果報告書を10,698件、特定粉じん排出等作業実施届出書を395件受理し、市条例に基づく届出を581件受理しました。また、立入検査を911件実施しました。

なお、規制以外の取組としては、石綿に関する知識向上を目的とした事業者向けの普及啓発を実施しているほか、「川崎市アスベスト対策会議」を通じて庁内関係部局の連携を図り、対策方針の策定等を行っています。

#### 【関連する取組】

石綿(アスベスト)の飛散防止対策に係る立入調査 (I-1-①-8 関係)

## 4 大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握 (I-1-①-5 関係)

### (1) ダイオキシン類排出量

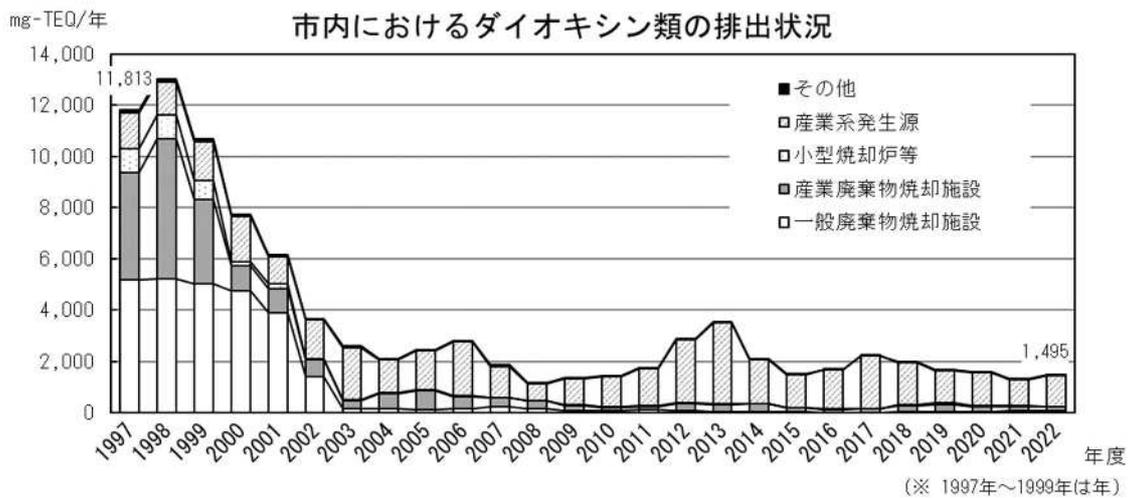
本市におけるダイオキシン類の排出の現状を把握し、今後のダイオキシン類対策に関する取組に資することを目的とし、ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)を作成しています。対象とした発生源は、国の排出インベントリーに準拠し、規制・未規制にかかわらず、排出量推計が可能な発生源としました。

令和4(2022)年度の総排出量は1,477~1,495 mg-TEQ/年であり、集計を開始した平成9(1997)年と比較すると87%減少しており、小型焼却炉からの排出量は98%減少しています。

ダイオキシン類排出インベントリー

発生源	排出量 (mg-TEQ/年)					
	2017	2018	2019	2020	2021	2022
<b>1. 大気への排出</b>						
一般廃棄物焼却施設	28	62	35	53	92	68
産業廃棄物焼却施設	101	189	268	169	148	137
小型焼却炉等	19.6	66.7	66.6	16.1	15.4	15.2
産業系発生源	2,031.2	1,610.0	1,244.2	1,297.3	1,015.0	1,221.5
火葬場	10.3 ~24.7	10.5 ~25.1	10.8 ~25.9	10.9 ~26.0	12.3 ~29.4	13.0 ~31.2
<b>2. 水への排出</b>						
一般廃棄物焼却施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
産業廃棄物焼却施設	30.7	18.2	33.2	26.3	21.8	21.8
産業系発生源	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下水処理場	0.74	0.20	3.59	0.07	7.59	0.06
最終処分場	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	2,222 ~2,237	1,956 ~1,971	1,661 ~1,677	1,572 ~1,587	1,312 ~1,329	1,477 ~1,495
うち、水への排出	31.47	18.41	36.77	26.36	29.44	21.82
対1997年比 (%)	19	17	14	13	11	13

(注) 年度集計 (4月~3月)



### 排出インベントリーの経年推移

#### 【関連する取組】

水環境に係る法律に基づく排出量の把握：ダイオキシン類排出量 (I-1-②-4 関係)

(2) 発生源大気自動監視システム (I-1-①-4 関係)

大手工場（現在17工場）を対象に、各工場の燃料使用量、燃料中の硫黄含有率、排煙中の硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度及び酸素濃度などの測定データをテレメータによって収集しています。工場ごとに窒素酸化物排出量及び硫黄酸化物排出量を把握し、総量規制基準の遵守状況を常時監視しています。

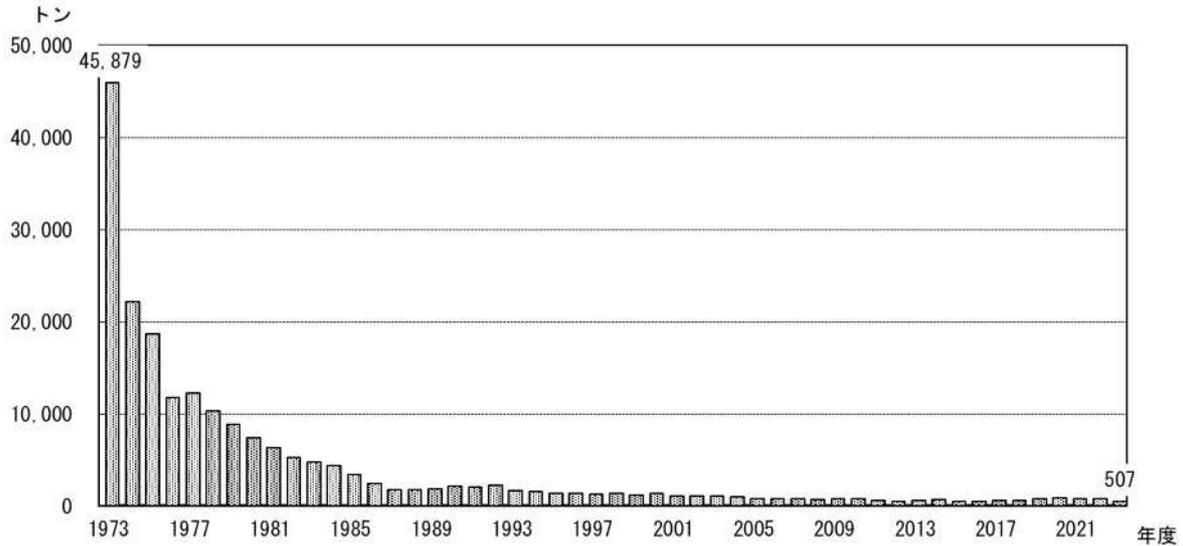
**発生源大気自動監視工場**

令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在

地 区	工 場 名	窒素酸化物 対 象 工 場	硫黄酸化物 対 象 工 場
大 師	日本冶金工業（株）川崎製造所	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 浮島北地区	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 浮島南地区	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 川崎地区	○	○
	（株）JERA 川崎火力発電所	○	
	東亜石油（株）京浜製油所	○	○
	日本ゼオン（株）川崎工場	○	
	旭化成（株）製造統括本部 川崎製造所	○	
	日本ブチル（株） （株）JERA 東扇島火力発電所	○	
田 島	（株）デイ・シイ川崎工場	○	○
	JFE スチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）	○	
	（株）レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	○	○
	東日本旅客鉄道（株）エネルギー企画部川崎発電所	○	
	川崎天然ガス発電（株）	○	
川 崎	味の素（株）川崎事業所	○	
中 原	三菱ふそうトラック・バス（株）	○	

(3) 硫黄酸化物の排出量

工場・事業場の硫黄酸化物排出量の推移は次のとおりです。令和5(2023)年度の硫黄酸化物排出量は507トンとなり、対策目標量を満足しました。



工場・事業場の硫黄酸化物排出量の経年推移

工場・事業場の硫黄酸化物排出量の経年推移

(単位: トン/年)

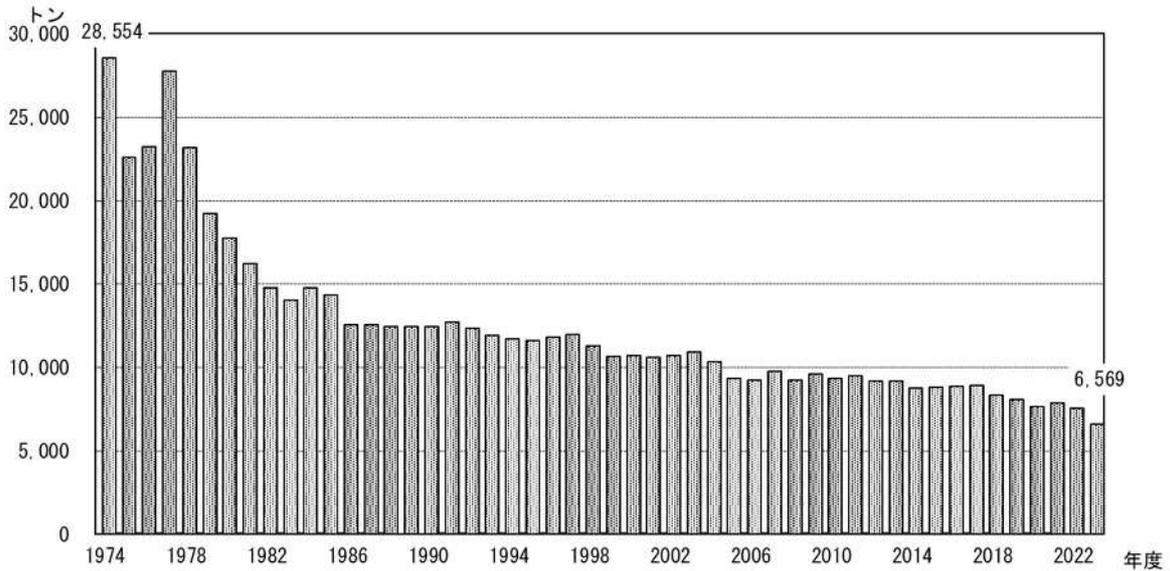
年度	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
排出量(t)	45,879	22,188	18,635	11,781	12,218	10,307	8,878	7,393	6,331	5,278	4,805
年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
排出量(t)	4,379	3,436	2,462	1,781	1,785	1,889	2,157	2,086	2,261	1,658	1,620
年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出量(t)	1,368	1,389	1,289	1,362	1,167	1,431	1,124	1,135	1,076	1,022	826
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
排出量(t)	785	851	754	800	825	635	496	582	696	552	514
年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023				
排出量(t)	657	615	849	875	799	860	507				

工場・事業場の硫黄酸化物排出量（令和5(2023)年度）と対策目標量

	川崎区（大師地区及び田島地区）	川崎区（大師地区及び田島地区以外）及び幸区	川崎区及び幸区以外
対策目標量	1,990トン/年以下	20トン/年以下	40トン/年以下
排出量	501トン	2トン	4トン

(4) 窒素酸化物の排出量

工場・事業場の窒素酸化物排出量の推移は次のとおりです。令和5(2023)年度の窒素酸化物排出量は6,569トンとなり、対策目標量(9,330トン以下)を満足しました。



工場・事業場の窒素酸化物排出量の経年推移

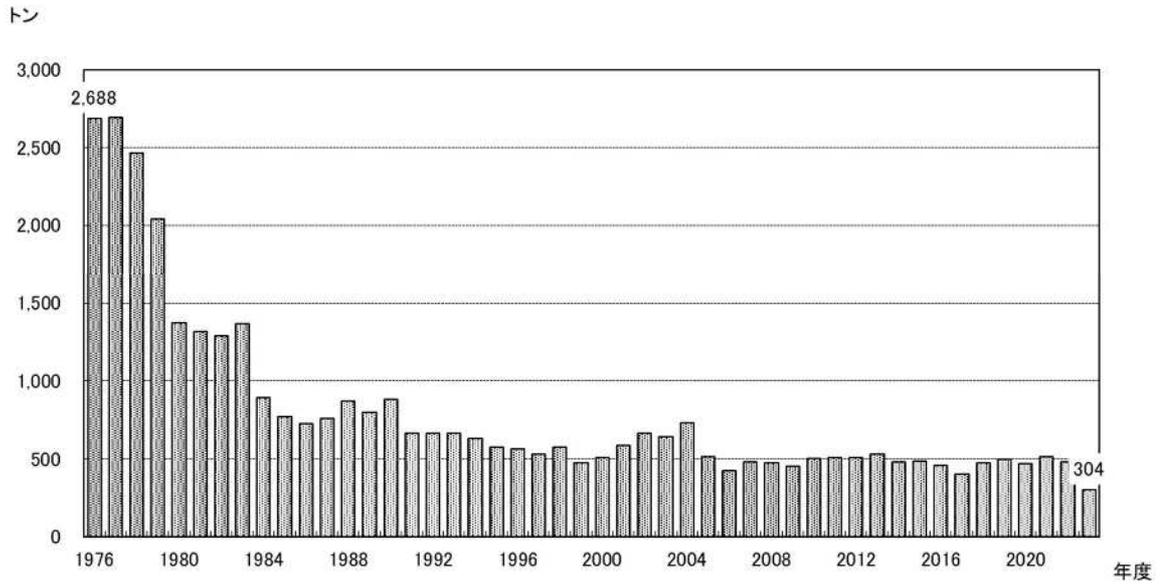
工場・事業場の窒素酸化物排出量の経年推移

(単位: トン/年)

年度	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
排出量(t)	28,554	22,610	23,217	27,768	23,198	19,236	17,760	16,235	14,772	14,034	14,733
年度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
排出量(t)	14,328	12,521	12,548	12,428	12,421	12,427	12,688	12,330	11,904	11,689	11,581
年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
排出量(t)	11,821	11,975	11,271	10,645	10,682	10,609	10,708	10,883	10,330	9,329	9,199
年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
排出量(t)	9,739	9,210	9,591	9,348	9,467	9,144	9,180	8,744	8,777	8,876	8,917
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023					
排出量(t)	8,332	8,047	7,652	7,827	7,527	6,569					

(5) ばいじんの排出量

令和 5 (2023) 年度の工場・事業場のばいじん排出量は 304 トンでした。



工場・事業場のばいじん排出量の経年推移

工場・事業場のばいじん排出量の経年推移

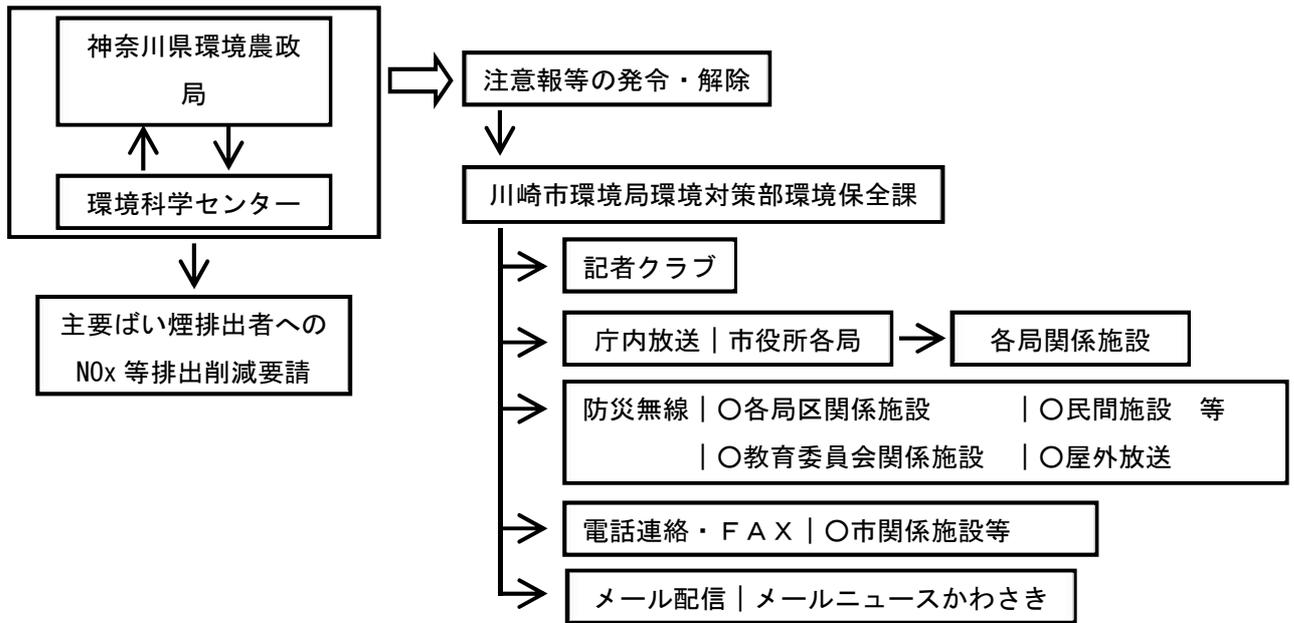
(単位: トン/年)

年度	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
排出量 (t)	2,688	2,692	2,464	2,041	1,373	1,320	1,292	1,366	894	771
年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
排出量 (t)	724	759	874	800	883	667	668	666	630	578
年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出量 (t)	564	531	574	474	512	590	667	642	734	517
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
排出量 (t)	427	481	476	455	506	509	509	530	484	486
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023		
排出量 (t)	461	404	476	496	471	517	483	304		

## 5 大気汚染注意報発令時の対応 (I-1-①-6 関係)

### (1) 光化学公害対策

光化学スモッグによる健康被害の未然防止を図るため、保育施設等に対して光化学スモッグ注意報発令時の対応について周知しました(812件)。また、光化学スモッグ注意報(令和5(2023)年度の発令日:7月18日、7月26日)の発令に際し、光化学公害緊急時措置連絡体制により防災無線等による市民向け周知・広報、報道機関への情報提供を行いました。



### 光化学公害緊急時措置連絡体制

### (2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の高濃度予報

微小粒子状物質 (PM2.5) について、環境省が取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、神奈川県と連携して平成25(2013)年3月9日から午前8時頃の微小粒子状物質高濃度予報を開始しています。さらに、同年12月5日から、午後1時頃の高濃度予報を追加し、市民の皆様にご注意喚起を行うこととしています。

なお、予報開始以降、令和6(2024)年3月末までの高濃度予報の注意喚起回数は0回でした。

## 6 ディーゼル車運行規制の検査（I-1-①-7 関係）

自動車から排出される大気汚染物質のうち、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、発生源としての寄与割合が大きいディーゼル車を中心に、排出ガスの抑制対策が進められてきました。

### 【ディーゼル車運行規制】

神奈川県においては、平成14(2002)年10月に神奈川県生活環境の保全等に関する条例を改正し、ディーゼル車の運行規制に関する規定を設け、平成15(2003)年10月から施行し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に不適合なディーゼル車は運行を禁止しています。

本市では、神奈川県から権限の移譲を受け、平成15(2003)年10月以降、警察の協力を得て、道路を運行している車両を停止させて車検証等を確認する検査により、基準の適合・不適合を判断しています。また、道路を運行している車両のナンバーをビデオ撮影し、車検証等の情報から違反車両の確認も実施しています。検査の結果、不適合の車両については、車両の使用者に対して改善指導等を行っています。令和5(2023)年4月から令和6(2024)年3月までの1年間に、市内4か所において317台のディーゼル車を検査したところ、全ての車が適合車でした。

### 令和5(2023)年度検査結果

実施主体	検査区分	検査か所	検査台数	結果		
				適合	不適合	その他
川崎市	路上検査	1か所	7台	7台	0台	0台
	拠点検査	0か所	0台	0台	0台	0台
	書面検査	0か所	0台	0台	0台	0台
	ビデオ検査	3か所	310台	310台	0台	0台
	計	4か所	317台	317台	0台	0台
			100%	100%	0%	0%

## 7 騒音、振動に係る届出等の審査・指導（I-1-①-11 関係）

### (1) 工場・事業場対策

#### ア 騒音

令和6(2024)年3月31日現在、騒音規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場（特定工場等）数は1,222で、このうち川崎区が381(31%)で最も多く、次いで中原区252(21%)、高津区228(19%)となっており、北部へ行くに従い少なくなり、麻生区では61(5%)と最も少なくなっています。また、施設数は9,082で、このうち空気圧縮機及び送風機が7,185(79%)で最も多く、次いで金属加工機械が1,066(12%)となっており、これらの施設で全体の91%を占めています。

#### 地区別特定工場等数（騒音規制法）

令和6(2024)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
1,222	381			145	252	228	89	66	61
	179	53	149						

#### 特定施設設置届出数（騒音規制法）

令和6(2024)年3月31日現在

名 称	地区 全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	9,082	2,755			1,828	2,071	1,168	541	305	414
		1,084	193	1,478						
金属加工機械	1,066	180	45	83	103	354	195	37	20	49
空気圧縮機及び送風機	7,185	822	124	1,347	1,621	1,439	776	470	254	332
土石用破碎機等	35	11	5	0	0	6	7	0	2	4
建設用資材製造機械	19	4	0	1	0	2	11	0	1	0
木材加工機械	81	21	3	12	9	14	8	4	2	8
印刷機械	200	21	4	17	37	73	33	7	8	0
合成樹脂用射出成形機	496	25	12	18	58	183	138	23	18	21

イ 振動

令和6(2024)年3月31日現在、振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場(特定工場等)数は619で、このうち川崎区が185(30%)で最も多く、次いで中原区145(23%)、高津区144(23%)となっています。また、施設数は2,700で、このうち金属加工機械が1,504で最も多く全体の56%を占めています。

**地区別特定工場等数(振動規制法)**

令和6(2024)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
619	185			69	145	144	25	29	22
	118	31	36						

**特定施設設置届出数(振動規制法)**

令和6(2024)年3月31日現在

名 称	地 区 全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	2,700	687			336	763	628	88	104	94
		414	96	177						
金属加工機械	1,504	211	58	66	191	495	348	44	58	33
圧縮機	734	169	15	99	100	123	128	30	34	36
土石用破碎機等	24	8	5	0	0	1	6	0	0	4
木材加工機械	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0
印刷機械	97	12	6	3	9	39	22	5	1	0
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合成樹脂用射出成形機	338	14	12	9	36	104	123	9	10	21

(2) 建設作業対策

建設作業には、建物の建設・解体工事、土木工事や開発工事などがあります。これらの工事に伴う建設作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業を「騒音規制法」及び「振動規制法」で「特定建設作業」として定めており、規制の対象となっています。

これらの代表的なものとしては、くい打機やさく岩機を使用する作業があり、前者については、アースオーガー併用やアースドリル等の低騒音・低振動工法が開発され主流となっていますが、後者については、一部の作業に低騒音・低振動の工法が適用されているものの、作業の対象物や作業期間の制約からこれら工法が使用できない場合があります、周辺的生活環境に影響を及ぼすケースが生じています。

ア 騒音

令和5(2023)年度の特定建設作業の届出は802件で、作業の種類別に見ると、さく岩機を使用する作業が728件と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が25件となっています。

特定建設作業届出件数（騒音規制法）

作 業	地 区								
	全地区 合 計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
全 作 業 合 計	802	187	87	181	84	85	103	75	
くい打機等を使用する作業	25	9	7	8	1	0	0	0	
びょう打機を使用する作業	1	0	0	1	0	0	0	0	
さく岩機を使用する作業	728	161	75	156	78	81	103	74	
空気圧縮機を使用する作業	23	10	1	8	1	2	0	1	
コンクリートプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	
バックホウを使用する作業	24	7	3	9	3	2	0	0	
トラクターショベルを使用する作業	1	0	1	0	0	0	0	0	
ブルドーザーを使用する作業	1	0	0	0	1	0	0	0	

イ 振動

令和5(2023)年度の特定建設作業の届出は511件で、作業の種類別に見ると、ブレーカーを使用する作業が479件と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が25件でした。

特定建設作業届出件数（振動規制法）

作 業	地 区							
	全地区 合 計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
全 作 業 合 計	511	124	63	106	44	43	69	62
くい打機等を使用する作業	25	8	7	8	1	0	1	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	7	4	3	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	479	112	53	98	43	43	68	62